

英国慈善学校の組織化特性に関する研究（その2）

(The Research on the Organizational Characteristics in the British Charity Schools. Part 2)

—会員および会費のシステムについて—

(The System of Subscriber (Subscribing Member) and Subscription)

栢 植 秀 通
TUSGE HIDEMICHI

1. はじめに

前回の紀要において、私は英国慈善学校のもつ近代的組織特性について述べた。そこには、目的合理性の基礎となる、明確な目的の提示があり、厳格な民主制に基づく組織原則があり、そのための成文化されたルールが制定があった。さらには、常に情報公開を徹底し、妨げることなく全ての人に情報を提示する姿勢をも持っていた。また、これらの実現のために、組織をシステムティックに運営できるような分業システムを構築または構築し始めていた。

このような現代的とさえ言える組織特性を持った、慈善学校における組織的基本は、会費と会員のシステムにあったといえる。会員は、現在に至るも多くのNPOが組織の持ち主、つまり営利企業における株主と同様に、重要事項を決定するその主体としている（山岡 2008:37-39）システムである。この会員というシステムの歴史において、慈善学校および慈善学校運動というものは、初期におけるもっとも顕著な、また成功した例である（Innes 1996:153）。

この会費と会員のシステムは、18世紀の博愛を大きく特徴づけるものであり、その後にならって、慈善の形態のうち、大きな分野を占める結社型の慈善の基礎をなしている。

そのシステムについてアンドリュースは

多くの疑問への答えが、株式 (joint-stock) または“組織的”慈善 (associated charity) という点によっているようである。これらの新しいグループは、その援助の大部分を会費 (subscription) に頼っており、会員 (subscriber) の中から年々選出される理事 (governor) らによる委員会 (committee) によって運営 (manage) されていた。こうした点は、現代の慈善事業や巨大都市の巨大な株式会社と同様に、いかなる個人によっても拠出しえないほどの巨大な金額を、意図した計画 (ambitious projects) に用いる為に集めたのである。(Andrew 1989:49)

と述べて、巨額の資金を調達する能力に、その特異性を置いている。しかし、その顕著な例である慈善学校も、実際には、それ以前のシステムである基本財産寄付 (Endowment) や、慈善説教を通しての大衆の募金にも大きく依存していた (Jones 1938:19)。その意味では、会費と会員という意味を単に資金的側面のみで捉えるということは、きわめて一面的であり、本来の意味を見誤ることとなる。たとえば、1710年の慈善学校報告に記載された、ロンドン周辺以外のイングランドの状況¹を見ると、全316校のうち、わずかに90校のみが会費によって運営されており、そのうちにさえ、10校ほどの学校は他の手

¹ ロンドン周辺は、そのほとんどが会費によっており、全114校のうち3校が会費によらない学校であり、不明な学校は3校あるのみである。しかし、これらの大多数の会費による学校も、同時に様々な募金を受け付けており、会費のみで成立している学校は、IslingtonのSt.Maryにある2つの学校のみである。

段（たとえば遺贈）との複合的な資金体制をとっていた²

そうでありながら、この会費と会員というシステムは、爾後この紀要を通して発表していく論文において述べていくつもりであるが、18世紀を通して慈善の資金供給の方法として受け継がれていった。また、19世紀の慈善組織協会もこのシステムをとっており、例えば、SPCKは現在もなお会費と会員のシステムを基本としたNPOとして活動している。

この会費と会員というシステムは、SPCKにおいてはもちろん、各慈善学校においてもその構造の基礎をなしており、組織的活動の基本と考えられていた。しかし、上述のように他の手段による資金調達にも大いに依存しており、また歓迎もしていた。にもかかわらず、SPCKは常に慈善学校を会費と会員というシステムを基盤として考えていた。そのことは、慈善学校報告において、SPCKが提案している設立の方法が、このシステム以外に触れていないことからわかる（SPCK 1713:3-5）。

以上のような点から、慈善学校における会費と会員というシステムは、単に集金システムとして働いていたというよりも、経営を組織化し、情報を共有し、定期的に目的を達成するための話し合いを持つという組織的特性を持っていた点にこそ、最大の特徴があったのではないかと考えるにいたった。

そこで、本論文では慈善学校とその運動が持っていた特性を探るための最初の試みとして、この会費と会員のシステムについて考察していく。

まずは、会費と会員の制度がそれ以前の制度とどのように異なり、どのような意味を持っていたかについて述べる。それこそが、このシステムの画期性の源泉だからである。その後、会費と会員のシステムとはどのような内容を持つものであったか、またその役割について詳しく考察することとする。

2. 会費とそれ以前の資金調達法との関係

会費が慈善の資金供給の新しい形として現れてくる以前の手法は、遺贈を基本とした慈善信託による供給が中心であった。17世紀中ごろには土地などの基本財産を供与し、そこから上がる利潤を、慈善の資金として提供する基本財産寄付（Endowment）が、たとえばノーフォーク（Norfolk）では中心的関心をしめていた（Jordan 1961:128）。このような基本財産の寄付は寄付者から被信託人（trustee）と呼ばれる人々に財産の運用が委託され、その運用益によって資金供与が行われていた。しかし、アンドリュウが述べるように、死後に贈与される基本財産寄付においては、数々の寄付者の意図に反する不正が行われてきた（Andrew 1989:48）。が、そのような不正にしても寄付者自身は無関心で来た。というのも、基本財産寄付の意味が、カトリック的な贖宥³の影響を受け、寄付者自身の救済のためと捕らえられていた（Gray 1905:vii）からである。このことは、プロテスタントの時代になっても本質的には変わらず、人々の思いの中に残っていた（Jordan 1959:186）。そのため、貧者は、富者の「施与の対象」として必要なために存在しているという考えさえあった（Jordan 1959:181）。そこからは、クライアントとしての貧者のニーズの把握を通して、目的合理的にそのニーズの充足に奉仕しようという意図は存在しなかった。このようにして、基本財産寄付の寄付者は、提供することによって自らの役割を果たしたこととなり、その実施への関心および関与に欠ける部分があった。

これに対して、会費を支払う会員は全く異なる立場に立つ。まず、その資金は一度出せば終わりのもの

² この数字は、慈善学校報告から読み取った数字であるが、表現が曖昧であるケースが多く、正確な数字とは言い切れない。ただし、大筋はあっている。

³ カトリックにおける sacrament（秘蹟＝プロテスタントにおいては礼典と訳す）は、プロテスタントの「洗礼」と「聖餐（カトリックにおいては聖体拝領）」のみに対し、「悔悛（または告悔）－ラテン語で poenitentia・「堅信」・「結婚」・「按手」・「終油」の五つを加えた七つの sacrament を指すが、この中の「悔悛の秘蹟」とのかかわりの中で、永遠の罰とは異なる一時的罰を贖う手段が「贖宥（indulgentia）」である。特にこれが、「煉獄（purgatorium）」との関係で、死後の一時的罰（時に数万年の償いを必要とするが）の存在を免れるために、死後の贈与が行われた。この意識が宗教改革後も一掃されず（Gray 1905: vii）、基本財産寄付は贈与者の死後の罰の許しのためという認識で行われていた。

のではなく、継続的拋出を基本とする。それ以上に重要なことは、慈善学校報告にあるごとく、児童を健全に教育し社会全体を改良していくために、この事業の運営に参加する義務を有することである。会員は、最低でも年一回の定期総会に参加することが慈善学校報告の規約の雛型には記されている (SPCK 1715:6)。それどころか、会員のうちから経営のための理事 (trustee) と会計 (treasurer) が選出され、慈善学校の経営の全権を委任されることとなる。しかも、他の会員も定期総会での報告等を通じてその経営を監視する義務を有するのである。

もちろん、会員の中には、こうした点で意識の薄い存在もいた。実際、SPCK の会員の場合は、その会員の規模にもよる⁴が、ここまでの重い責務を負うわけではなく、特に集会の出席も義務とはされていなかった (SPCK 1732:3-8)。そのため、18世紀初頭の興隆期でさえ、頻繁に出席していた会員は15人程度にかぎられていた (西川 2002:142)。しかし、その SPCK においても、会員は経営の全権を握る存在であり、組織的には個々の慈善学校と同様に、集会 (meeting) を通じて彼らの意思決定が SPCK のすべてを決定することになっていた。それは、なによりも SPCK の目的であるキリスト教知識の普及を行い、貧しい子どもたちが犯罪等に走ることなく、社会との繋がりをもてるようにするためであった。この目的遂行のために会員は、会員となる契約を結ぶのであって、献金を出せばすむと言う存在ではない。

このように会員を中心として設計されていた慈善学校でありながら、前項に示したように、基本財産寄付を否定するどころか、極めて多くの学校が基本財産寄付により設立され、またそれを推奨していた (Brunner 1993:98)。たとえば、この章の冒頭にのべたように、1710年のイングランドについていえば、全体で316程度の学校があるが、そのうち明確に基本財産寄付による経営が行われていると書かれた学校が23校、他に bequest (遺贈) や個人による運営という表現が使われている学校が、115校ほど存在し、その多くが基本財産寄付の形を取っていた形跡がある。さらには、教会等の募金により経営されている学校も21校あったし、司祭らが、ほぼ個人的に行っていた慈善学校が27校も存在した。これに対し、会費を基本とする学校は、わずかに90校にしかならないのである (SPCK 1710:14-43)。

一方、SPCK も、これは1761年の統計であるが、全収入3,497ポンド余のうち、会費による収入はたった657ポンド余である。インド伝道のためという1,000ポンドの大口の寄付があったりということもあるが、最も基礎となる SPCK 事業全体に対する小口の寄付の総額も、会費の2/3近い486ポンド余を集めているのである (SPCK 1761:78)。

このように、財政の基盤としては、会費のみでなく、それ以前の献金形態である基本財産寄付や遺贈などに非常に重みを置きながら、組織原理として会費を重視していた組織が、この慈善学校および慈善学校運動であったと言える。

3. 会費

先にあげたように、会費はもちろん、慈善学校の資金的基礎を確固たるものとするために捧げられるものであるが、それは極めて特徴的な形式を持っている。すなわち、会費は、特別な「会費様式 (The Form of Subscription)」に署名するという形をとる。以下は、1699年に初めて SPCK が定めた「会費様式」であり、SPCK の「議事録」に掲載された「様式」を原文のまま以下に引用する。また、その後には1716年版の「慈善学校報告」に掲載された「会費様式」を、同じく原文のまま以下に引用する。細かい部分は別にして、この「会費様式」の基本は後年に到るまで変わることはなかったことがわかる。

Whereas it is evident to common observation, That the growth of vice and debauchery

⁴ 1755年のSPCK報告によれば、その時点での会員数は、319人に及ぶ。

is greatly owing to the gross ignorance¹ of the principles of the Christian Religion, especially among the poorer sort. And also whereas Christian vertue can grow from no other root than Christian Principles, we whose names are underwritten, inhabitants of the Parish of _____ in the County of _____, being touched with zeal for the honour of God, the salvation of the souls of our poor brethren, and the Promoting of Christian Knowledge among the poor of this Parish, do hereby promise to pay yearly during pleasure, by four equal quarterly payments, viz., at Michaelmas, Christmas, Lady-day, and Midsummer, such respective sums as we have hereunto subscribed for and towards the setting up a School within this Parish for teaching poor children (whose parents are not able to afford them any education) to read and write, and to repeat and understand the Church Catechism according to the Rules and Orders lately printed and published by the direction of the Honble. Society for Propagating Christian Knowledge. As witness our hands this day _____ of Anno Domini

(McClure 1888:19)

上記の原文を邦訳すれば以下のごとくなる

一般的に言えば、以下のことは明白である。すなわち、悪徳と放蕩は、キリスト教の原則に関する大きな無知によっていること、特に貧しい者たちの間でそうである。そしてまた、キリスト教の徳の増進がキリスト教原則以外に根源を持ちえないことでもあるから、われわれ、以下に名前を付す（空白ママ）郡の（空白ママ）教区に住む者たちは、神の榮譽、我々の貧しい兄弟たちの魂の救済のために、またこの教区の貧者のキリスト教知識普及に熱心に関わるため、任意で、毎年四半期ごとに、すなわち、聖マイケルの日、クリスマス、受胎告知の日、また夏至に、それぞれの額を、この教区の（その両親が子供を教育する余裕を持ちえない）貧しい子供たちに読み書き、当キリスト教知識普及協会の指導により、後に印刷され出版された規約（Rules and Orders）に従って、教会教理問答を繰替えさせ、また理解させるよう、教育する学校を設置するために、拠出する。供覧するごとく我々の手で、主の年（空白ママ）年のこの日に。

(柘植秀通 訳 2009)

これによると、ある決まった教区の貧しい子供たちのために、定期的に会費を拠出することを誓約している。

また1716年版の会費様式には以下のようにある。

A Form of a Subscription-Roll for a Charity-School

WHEREAS Prophaneness and Debauchery are greatly owing to a gross Ignorance of the Christian Religion, especially among the poorer sort: And whereas nothing is more likely to promote the Practice of Christianity and Virtue, than an early and pious Education to Youth: And whereas many poor People are desirous of having their Children Taught, but are not able to afford them a Christian and Useful Education: We whose Names are underwritten, do hereby agree to pay yearly, at Four equal Payments, (during Pleasure) the several Sum of Money over against our Names respectively subscribed, for the setting up a Charity-School in the Parish of _____ in the city of _____ or

in the County of _____ for teaching poor Boys, or poor Girls, or poor Children, to Read, and Instrucing them in the Knowledge and Practice of the Christian Religion, as profess' d and taught in the Church of England; and such other Things as are suitable to their Condition and Capacity. That is to say

l. s. d.

I A.B. *do subscribe* — — —
(SPCK 1716:32)

上記の原文を邦訳すれば以下のごとくになる

慈善学校のための会費様式

悪徳と放蕩は、特に貧者の間においてキリスト教に対する大いなる無知に負っているゆえに。また、キリスト教と徳の実践を普及させることに、早期に敬虔なる教育を若い者に行うことほどふさわしいことはないゆえに。また、子供たちに教育を望むが、彼らにキリスト教や有用な教えをなしえない多くの貧しい人々のゆえに。以下に署名をする我々は、ここに、毎年、4回に等しく分けて（任意で）、ある金額を我々の名に対してそれぞれ、（空白ママ）市の、または（空白ママ）地区の（空白ママ）教区の、貧しい少年、少女、また貧しい子供たちに、読むこと、国教会において告白し教えられている、キリスト教とキリスト教の実践を教えるための慈善学校を設立するために、また、彼ら貧しい者の状況能力にふさわしいその他の事柄のために、拠出することを約束する。以下のように。

l. s. d.

A.B. 拠出する — — —
(柘植秀通 訳 2009)

会費は、上記にあるように、年4回の拠出を基本として、SPCK や慈善学校の維持のための資金の基礎を形成していた。さらに、この「会費様式」は上述のように SPCK 設立の1週間後には、すでに後年の慈善学校報告とほとんど変わらない内容に固められていた (McClure 1888:19)。つまり、この会費の基本は、SPCK 設立の時点ではほぼ確立されていたといえる。

この「会費様式」には、第一にその目的である社会の不道德の改善のために、貧困児童の宗教教育が不可欠であることが述べられている。同時に貧困児童の両親には、自らの子供たちにそうした教育を与えることは不可能であり、その点を補うための慈善学校を、会員の教区に設立し維持していくために会費を拠出することが記されている。さらに、その実施を保障するために、自身の署名が行われるようになっている。このような誓約を通して、会員は慈善学校の運営の責務を会費によって担うことを確約するのである。

さて、この会費の額の規定は、慈善学校の各種資料にも全く載っていない。グレイは博愛事業においては、その額が1ギニー⁵を越えるケースは多くなかったことを述べている (Gray 1906:80)。また、慈善学校運動の後継者というべき日曜学校運動においては、18世紀後半の時点で、年1ギニーを払い続ける者は、皆日曜学校協会 (Sunday-School Society) の「会員」であり、この協会の「理事 (Governor)」となることが規約に謳われている (Unknown 1787:9)。さらには、19世紀前半の慈善学校でも同様に、

⁵ 1ポンド1シリングにあたり、金貨一枚の価格である。この金額は決して高額なものではなく、たとえば、低収入と言われる慈善学校教員の年給が、ロンドンにおいては30ポンド、女性においても24ポンドが平均であったこと (Jones 1938 :100) を考えると、彼らにとっても、教会税の基本である収入の10分の1を下回っており、決して拠出不可能な額ではなかったと考えられる。

on the charitable Designs of the said Society.

(SPCK 1741:56)

条項 私A.B.はここに、(空白ママ)のC.D.また(空白ママ)のE.F.に、(空白ママ)の金額を与え、また信託において寄付をする。同じ額を彼らまたは、彼らの一人が、その意図に対して、時宜に従って、キリスト教知識普及協会の名で知られている篤志協会の会計または仮会計たちに、同じ額を支払う。その協会は、1698年度の終り頃⁷に、最初の集会をもったが、現在、また後にホルボーンのパートレットビルにある彼らの建物で週ごとの集会を持っている。(空白ママ)の額を私は当該協会の慈善の計画の実行に充てることを要望する。(柘植秀通 訳 2009)

この様式に示された内容は、慈善学校の様式に比較すると、極めて簡素な内容になっている。これは、SPCKが、この時点で関与する内容が膨大なものとなり、あらゆる業務に適応するためと考えられる。そのために、内容としてはSPCKを信頼し、拠出するという内容になっている。

さて、SPCKの会費においても、額の規定はやはり存在しない。むしろ、その額が会員の自由にまかされていることが明確に規約に謳われている(SPCK 1732:6)。会費の規定として存在していることは、一年間の会費を一度にまとめてか、4分割にして会計に渡すことのみである。しかも、後述する通信会員でも、会費を納めさえすれば、ただちに常任会員になれる仕組みとなっていた。

しかし、SPCK設立当初から、会費の延滞は多くあり、議事録の中にしばしば、そのことで苦勞した話が載っている(9/6/1701、3/12/1702など)⁸。このことは、SPCKがその創始の時期から、いかに資金の面で十分でなかったかということを示す。しかし、その中で、目的別の献金を受け付ける(SPCK 1741:56)など、SPCKは、献金するものの心理をいかに惹きつけるかに心を砕いていた。

また、会費を受け取りに回る使者(Messenger)に、書記と会計のサインが付された正式な文書が与えられる(26/1/1702)⁸など、会費にかかわる文書化推進が行われるようになった。同様に、「会費様式」がSPCKの規則集に組み入れられ、配布が行われるなど、情報の公開化も行われた。さらに、会費の納入に関する基本情報もSPCKの報告に取められ(SPCK 1741:51-55)、情報の公表が広く推し進められていった。

以上、考察してきたように、会費の金額自体でなく、このシステムが果たした役割が、会費に画期的といえるほどの役割を与えたといえる。さらに、情報の公開・文書化が推し進められ、会費のシステム自体の進展も行われ、その結果、事業全体の組織化に寄与していったと考えられる。

4. 会員

会員は、前項の会費を拠出することによって、慈善学校の運営を担う役割を負っていた。それ以上に慈善学校の組織構造の基礎でもあった。上述のように、基本財産寄付や献金の役割も極めて大きかった慈善学校にあって、1704年から出版されていたSPCKの『慈善学校報告』には、各慈善学校が範とすべき組織構造が提案されていた(SPCK 1713:4-8)⁹が、そこには会員を基礎とする慈善学校の組織の姿

⁷ 現在の1699年3月にあたる。

⁸ McClureの議事録について、以降は、日/月/年という形で日付けで表していく。ただし、日付けで表せない資料は、以降も頁数で記載していく。

⁸ 「5.本協会の使者(Messenger)は書記(Secretary)と会計(Treasurer)により署名(Sign)された命令書(Order)を持って、居住会員(Residing Member=常任会員を指す)から、彼らが払うべき四半期の会費を受け取る」

⁹ この提案は筆者の所有する『慈善学校報告』の全ての版において、規則の条数は異なるが同一の内容が提示されている。以下、13年版に従って、各事項の終わりに(規約I)という形で条数を記載する。なお、SPCKは自主的な参加を基本とした組織であるので、このような基準も各慈善学校を強制的に拘束するものではないことは、付け加えておこう。

が描かれている。それは、会員による総会（Meeting）が最高意思決定機関として存在し、そのもとで同じく会員から選出された理事会（Trustees）が執行機関として実務を担って行く体制である。学校によっては、オックスフォードにある聖マルチン（St.Martin）教区の慈善学校のように、市長や市参事会員が理事職を担うことを決めているケースもあったが、これらすべての機関は、基本的に会員によって構成されていた。この会員相互には、前項で述べたように、その地位において一切の差別がなく、総会における会員の議決権は、どれほど会費の額に相違があろうとも、一票である。この民主的体制の下に、慈善学校は運営されていた。

一方、SPCKの会員には、慈善学校とは異なり基本的に役割の異なる2種類の会員が存在した。一つは会の運営への参加権を持ち、会費を支払う契約を行った常任会員（Resident member または Subscribing member）と、SPCKの運営の中心である集会に陪席はできるが決定権を持たず、会費を払う義務を持たない通信会員（Corresponding member）である。

常任会員は出席の義務は負っていないが、上述した集会（Meeting）の構成メンバーである。SPCKの意思決定は全て常任会員の多数決によって行われており（SPCK 1741:5）、慈善学校と同様、組織の基盤としての存在であった。ここでも、慈善学校と同様、その組織的権能は全くの平等であり、会費の額による権能の差別は一切存在しなかった。

集会は、設立当初毎週開催されていたが、1732年までには毎月第2火曜午前中に開催されるようになった。この集会がSPCKの全責任を負う最高議決機関である。ただし、これほど頻繁に行われる集会であるので、出席できるものは限られ、常時百人を超える会員を持っていたSPCKだが、特に毎週行われていた1710年代までの出席者は、上述のようにおおむね15人程度を中心メンバーのみであった（西川 2002:142）。

集会は、常任会員4名という定足数を持っており、定足数に足りなければ委員会に格下げされた（SPCK 1732:3-4）。つまり、4名の出席者もない場合がありえた。実際、1702年10月29日から連続3回にわたり、集会が流れたことが議事録に掲載されている（McClure 1888:203）。一つには、SPCKが負っている役割があまりにも重く厳しかったことがあげられよう。慈善学校のみに限らず、ワークハウス事業（SPCK 1741:7）、監獄の改良に関する事業（McClure 1888:48）など膨大な事業を行っていたからである。今後発表する論文において詳述するが、その業務の過酷さのゆえに、専門的な職員を置くようになっていき、協会の歴史に近代的官僚化の先鞭をつけたといえる（Clark 2000:216-217）。

通信会員は、1699年5月18日に初めて登場する。というよりも、住居が離れており、また多忙のために、通常の会員としての役割を果たしえないと、ウッドワード博士の訴えがあり、彼のためにこの通信会員という地位を設けることとなったのである。しかし、すぐにこのシステムは他の遠方の人々にも適用され、SPCKの活動を広く支援することになった。

この通信会員は、同年12月3日の集会で、集会に参加しない限り会費を払う義務を負わないことが決議された。ただし、本人の意志しだいでは会費を払うことも当然可能である。後年の規約によれば、会費を納入したならば、ただちに通信会員は常任会員になった（SPCK 1741:6）。このような通信会員に対して、SPCKは各地で慈善学校を設立するための努力を依頼する回状を発送し、SPCKが直接かわれない地でこの事業を行うよう依頼していた（McClure 1888:58）。しかも、SPCKは通信会員の指導にも心を砕き、SPCKの報告書を送るなどして、理解と協力を達成しようとしていた（29/2/1700）¹⁰。また、司教との協力を進言したり（18/4/1700）¹¹、通信会員からの手紙とその返事の概略を作成す

¹⁰ 「通信会員（Correspondents）へ、なるべく多くの聖職者（Clergy）や平信徒（Laity）が、各地の協会に参加するよう、または本協会の設計（Design）に協力するようにするための方法について教示することについて検討した」。

¹¹ 「通信会員（Correspondents）への次回の手紙（Letter）において、彼らの司教（Bishop）に指示をおおぎ、本協会（this Society）の偉大な計画（Design）を実行する上で、他の人々に協力を求めるためには、いかにすればよいかについて、教示（Instruction）することを命じられた」

る(30/12/1700)¹²など、通信会員とのコミュニケーションに努力し、地方での慈善学校の発展を期していた。実際、1713年にはロンドン周辺以外のイングランドで634の地区に703以上の学校が設立され、ウェールズでは、29の地区に33の学校ができていた。このような膨大な働きは、SPCKの常任会員のみでは不可能で、そこに通信会員の役割があった。実際、2度目の回状では、子どもたちの教育のために通信会員が行った苦勞について感謝の意が述べられている(McClure 1888:45)。

この通信会員は、英国内のみに限られず、たとえば、ドイツのハレで、慈善学校が見本とする働きをしていたフランケ博士も連絡委員に選出されていた。

このように、慈善学校では、その組織構造の基礎というよりも、全活動を担保する存在として会員は定義づけられ、SPCKでは、常任と通信会員という種類の異なる会員が存在しながら、組織を支え続けた。

慈善学校においては、全く同一の権利を持っている会員のみで組織が構成されており、SPCKにおいては、常任会員と通信会員という2種類の会員が存在するが、それは機能における相違であり、上記のように通信会員でさえ、会費を払うならば、直ちに常任会員になれるし、通信会員のままでさえ、SPCKの集会における討議には参加可能であった。そして常任会員相互には慈善学校と同様、何らの権威の差もなく、参加した常任会員による民主的な運営が、SPCKの経営の基盤となっていた。

5. おわりに

このように、慈善学校および慈善学校運動を主催していたSPCKにおいて採用された、会費と会員のシステムは、単に資金を供給するために採用された募金の合理的システムというのみにとどまらず、むしろその中心は、組織的特徴の基盤を構成していることにある。すなわち、最高意思決定権を会員の集まりである集会に付託し、すべての活動をこの集会に帰属する組織を作ったのである。

さらに、その組織の基礎的構造であるこの会費と会員というシステムについては、基本的に平等な構造を持っていた。例えば、後に登場する事業の中には会費の額における権利の差を導入したところもあるにも関わらず、慈善学校および慈善学校運動では、全くその差を導入することなく、基本的には会員の組織における諸権能は全く平等であった。そして、組織の意思決定は、この会員の多数決により行われるという民主的な特徴を有していた。

また、これほどの重要な会員でありながら、その権威の基礎となる会費について、金額の規定は一切存在していなかった。この点では、規約上はいかなる階級の人間にも開かれた組織であった¹³。

この会員は、基本的には全くの自由意志¹⁴で会費を拠出し、協会の責務を負っていた。しかも、彼ら会員には、例えば給与等の何らの具体的恩恵もなく、多くの責任を自主的に負っていったのである。さらには、カトリックの博愛においては、自らの霊的救済への一助という、貨幣とは関係のない恩恵の道もあったが、慈善学校および慈善学校運動においては、このような事業が具体的に霊の救済に結びつくこともないまま、彼らは貧困児童への教育が社会の問題を解決し、児童らの生活を改善すると言う、この社会への貢献のためという、非霊的な現実における責任のためにこの事業を担ったのである。これが、個人として社会の責任に応えようとする近代的な自己の自覚に基づく組織であり、この会費と会員のシステムこそ、その基盤なのである。

¹²「書記 (Secretary) に (協会のどの通信会員 (Correspondent) からの書簡 (Letter) の受け取り (Receipt) についても) 将来、書簡の要約 (Abstract) を作り、受け取り次第直ちに協会で読み上げるよう命じられた」

¹³実際には、会員として参加していたメンバーは中産階級の者たちばかりであるが。

¹⁴社会的強制が全くなかったということはないであろうが、文書等に現れた基本的方針としては、全くの自由意志によって会費を出し、会員となっていた。

文献

- Andrew, Donna T. (1989) Philanthropy and Police—London Charity in the Eighteenth Century. Princeton University Press.
- Brunner, Daniel L. (1993) Halle Pietists in England : Anthony William Boehm and the Society for Promoting Christian Knowledge. Vandenhoeck & Ruprecht.
- Clark, Peter (2000) British Clubs and Societies 1580-1800 : The Origins of an Associational World. Oxford University Press.
- Gray, Kirkman B. (1905) A History of English Philanthropy : from the Dissolution of the Monasteries to the taking of the first census. P.S.King.
- Innes, Joanna (2001) State, Church and Voluntarism in European Welfare, 1690-1850. Huge Cunningham and Joanna Innes, eds. Charity, Philanthropy and Reform –From the 1690s to 1850, Palgrave, 15-65.
- Jones, M.G. (1938) The Charity School Movement – A Study of Eighteenth Century Puritanism in Action. Cambridge at the University Press.
- Jordan, Wilber K. (1959) Philanthropy in England, 1480-1660 A Study of the Charity Pattern of English Social Aspiration. G.Allen & Union.
- McClure, Edmund ed (1888) A chapter in English Church History : Being The Minutes of the Society for Promoting Christian Knowledge for the Years 1698-1704. Society for Promoting Christian Knowledge.
- Society for Promoting Christian Knowledge (1710) An Account of Charity Schools In Great Britain and Ireland : with the Benefactions thereto, and are governed. Also, A Proposal for adding some Work to the Children Learning. Joseph Downing.
- Society for Promoting Christian Knowledge (1713) An Account of Charity Schools In Great Britain and Ireland : with the Benefactions thereto, and are governed. Also, A Proposal for adding some Work to the Children Learning. Joseph Downing.
- Society for Promoting Christian Knowledge (1716) The Methods used for Erecting Charity=Schools, with the Rules and Orders by which they are Governed, a Particular Account of the London Charity-Schools : with a List of those erected elsewhere in Great Britain and Ireland. Joseph Downing.
- Society for Promoting Christian Knowledge (1732) The Standing Order of the Society for Promoting Christian Knowledge. Joseph Downing.
- Society for Promoting Christian Knowledge (1741) An account of The Society for Promoting Christian Knowledge. Joseph Downing.
- Society for Promoting Christian Knowledge (1761) An account of The Society for Promoting Christian Knowledge. Joseph Downing.
- Unknown (1787) Plan of a Society Established in London, for the Support and Encouragement of Sunday-Schools in the different Counties of England. London.
- 西川杉子 (2002) 「プロテスタントネットワークの中のイギリス」近藤和彦編『長い18世紀のイギリス - その政治社会 -』山川出版社 115-149.
- 山岡義典・雨宮孝子 編著 (2008) 『NPO 実践講座 新版』ぎょうせい.